

薬生食輸発0718第5号
平成29年7月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ブルキナファソ産ごまの種子のイミダクロプリド)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号（最終改正：平成29年7月14日付け薬生食輸発0714第1号。以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、下記の食品について検査命令が解除されました。また、改正後の基準値に適合しない事例があることから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、ブルキナファソ産ごまの種子に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加しますので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年7月18日	ブルキナファソ	ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（イミダクロプリド）	AST ENTERPRISES INC(アラブ首長国連邦)
				BANFORA OIL SEED EXPORTING CO SARL(トーゴ共和国)